

## 私的年金への税制優遇は公的年金の繰り下げ受給を促進するか？：

### サーベイ調査を利用した検証\*

北村 智紀<sup>a</sup> 中嶋 邦夫<sup>b</sup>

#### 要約

本稿は、60代後半の年金受給開始時期の家計を対象とした私的年金への税制優遇やライフプランに必要な情報の提供が、公的年金の繰り下げ受給を促進するか、独自のサーベイ調査を利用して検証した。優遇措置のタイプとして、①私的年金の保険料に対する税制優遇、②私的年金の年金額に対する税制優遇、③退職金への課税を想定した私的年金への相対的な優遇、を検討した。また、ライフプランに必要な情報として80歳時点で予測される金融資産額を提供した。その結果、②私的年金額への税制優遇が、公的年金の繰り下げを選択しない人を有意に減らす傾向があること確認された。さらに情報提供により、公的年金の繰り下げを選択しない人をさらに減らす傾向があること確認された。本稿の結果は、私的年金への税制優遇により、公的年金の実質的な支給開始年齢の引き上げが可能であることを示唆する。

JEL 分類番号： D90, H31, D14

キーワード： 公的年金繰り下げ受給、私的年金税制優遇、情報提供

---

\* 本研究は平成29年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))「公私年金の連携に注目した私的年金の普及と持続可能性に関する国際比較とエビデンスに基づく産学官の横断的研究」(H29-政策-一般-002)の一環として実施した。本稿は個人の見解に基づいており、筆者が関係する如何なる団体の意見も代表しない。

<sup>a</sup> 東北学院大学 PXL03406@nifty.ne.jp

<sup>b</sup> ニッセイ基礎研究所 nakasima@nli-research.co.jp

## 1. 問題意識

本稿は、サーベイ調査上の実験を利用して、60歳後半における私的年金への税制優遇が、公的年金の繰り下げ受給を促進することが可能か検証する。公的年金は終身年金であり、老後の収入では中心的な役割を果たしている。平均余命以上に長生きした場合には、家計の金融資産は枯渇する可能性があり、公的年金の役割は特に重要である。しかし、少子高齢化が進み、給付水準が低下する見通しになっている。そこで、iDeCo(個人型確定拠出年金)やNISA(少額投資非課税制度)など家計の自助努力を促進する政策がとられているが、年金受給期の自助努力を促進する制度は充実していない。そこで本稿は、公的年金と私的年金のそれぞれの役割に適した方法を考慮し、60歳代後半の生活費を賄うための私的年金に税制優遇を導入することで、年金受給期の自助努力を促進する可能性があるか検証した。

老後の生活の中でリスクが相対的に大きいのは、平均余命以上に長生きした場合の生活費確保のリスクである。一般に、自助努力(金融資産蓄積)では平均余命(あるいはそれより少し高齢)を前提に蓄積を検討する。しかし、それ以上に長生きした場合には、金融資産が枯渇して公的年金だけで生計を立てることになり、生活水準の低下が予測される。ここで、公的年金は繰り下げ受給により年金受給額が増額する。できる限り受給を繰り下げた受給額を増やせば、自分が想定した以上に長生きした際に金融資産が枯渇しても、生活水準の低下を抑制できる可能性がある。公的年金の受給を繰り下げるには、公的年金を受給する代わりに私的年金の購入による自助努力で収入を補うのが1つの方策である。しかし一般に、公的年金の受給は繰り上げ(早く受け取る)への選好が強く、現状よりも繰り下げを促進するには一定のインセンティブの導入が不可欠である。

本稿では、私的年金への税制優遇が、公的年金の繰り下げを促進することが可能か検証する。本稿で検討した私的年金への優遇措置は、①私的年金の保険料に対する税制優遇、②私的年金の年金額に対する税制優遇、③退職金への課税を想定した私的年金への相対的な優遇、の3タイプである。また、老後、特に平均余命以降の家計のライフプラン設計については、情報が不足している可能性がある。そのため、ライフプラン設計に必要な追加的情報を提供することにより、公的年金の繰り下げと私的年金への加入が有利であることがわかり、繰り下げを促進するか検証した。本稿では、ライフプランに必要な情報として80歳時点で予測される金融資産額を提示した。

分析の結果、私的年金額への税制優遇が、公的年金の繰り下げを選択しない人を有意に減らす傾向があること確認された。一方、繰り下げを選択した人にデータを限定すると、公的年金の保険料への税制優遇に効果があった。また、ライフプランに有用な情報提供により、公的年金の繰り下げを選択しない人を減らす傾向があること確認された。本稿の結

果は、私的年金への税制優遇による、60歳後半の自助努力促進と公的年金の実質的な支給開始年齢引き上げの可能性を、示唆する。

## 2. 分析方法

実験は Web 調査を利用し、事前説明として回答者に 65 歳以降の標準的な生活費を説明し、回答者は、公的年金を 65 歳から受給開始する Plan E (Early benefits)か、受給開始を 68 歳に繰り下げて 65~67 歳は私的年金に加入する Plan D (Deferred benefits)か、どちらが良いかを選択する。私的年金の保険料は 64 歳時点で支払い、その後 3 年間、私的年金を受け取る。公的年金を繰り下げ私的年金に加入するインセンティブとして、Type A : 私的年金の保険料支払いに対する優遇、Type B : 私的年金の年金額に対する優遇、Type C : 金融資産保有に対する課税(相対的に私的年金を優遇)、の 3 つを設定した。さらに、各 Type で、65 歳時点での資産残高に加え、80 歳時点で予想される資産残高を表示するグループ(情報あり)と、表示しないグループ(情報なし)を設定した。

実験では、第 n 問で回答者が Plan E を選択した場合、第 n+1 問では優遇額 I (初期値は 0) を増額し Plan D を有利にして、Plan E と Plan D を提示する。第 n+1 問で回答者が Plan D を選択した場合は設問を終了する。Plan E を再び選択した場合は上記を繰り返す。一方、第 n 問で回答者 Plan D を選択した場合、第 n+1 問では I を減額し Plan D を不利にして、Plan E と Plan D を提示する。回答者が Plan E を選択した場合は設問を終了する。Plan D を再び選択した場合は上記を繰り返す。n = 10 で設問は終了する。

本稿に利用したサーベイ調査は、2018 年 3 月にマイボイスコム株式会社の登録会員のうち、40 歳から 64 歳の男女を対象に実施した。予備調査の回答者のうち、45~64 歳の婚姻中か未婚(離別・死別を除外)の男女で、自分か配偶者の少なくともどちらかが会社員で、家計年収が 300~1500 万円の回答者を対象とした。回答者は、男女別、既婚・未婚別、5 歳刻みの年齢階層別(5 階層)のグループにランダムに割り付けた。既婚者は各グループ 280 人とし、合計 2800 人の回答者を得ることを目標とした。未婚者は 40~59 歳とし、男女別に 280 名の回答者を得ることを目標とした。既婚者と未婚者の合計で 3360 名の回答者が得られるまで、予備調査の回答者をグループ別にランダムに選び、本調査に回答してもらった。実際の本調査の総回答者数は 3585 人である。職業の構成や年収を一定範囲内としたのは、回答者に提示する公的年金額が現実の額から離れすぎないようにするためである。

回答者は、2 種類の Type の質問に回答する。設問 1~設問 19 まで(前半)、あるタイプに回答し、次に、設問 21~設問 38 まで(後半)、別のタイプに回答する。後半の Type における最初の設問(設問 20)は、前半の設問 1 の回答を利用する。回答者の経験により結果に違いがある可能性があるため、各 Type が前半と後半に割り当てられるラインを設定する。

### 3. 分析結果

分析では以下の回帰式を推計する。

$$Y_i = \beta_0 + \beta_1 \cdot \text{Type2} + \beta_2 \cdot \text{Type3} + \beta_3 \cdot \text{情報あり} \\ + \beta_4 \cdot \text{Type2} * \text{情報あり} + \beta_5 \cdot \text{Type3} * \text{情報あり} + \beta_6 \cdot X + \beta_7 \cdot Z + \varepsilon, \\ i = 1, 2, 3, 4 \quad (1)$$

被説明変数は以下の4つである。

- Y1:** (最初から Plan D) 質問1(最初の質問)で Plan D を選択 = 1、質問1で Plan E を選択 = 0、とするダミー変数
- Y2:** (最後まで Plan E) 質問1(最後の質問)まで継続して Plan E を選択 = 1、途中の何処かで Plan D を選択 = 0、とするダミー変数(最後まで Plan D を継続して選択した場合を含む)。
- Y3:** (途中で Plan E) 質問1で Plan E を選択し、最後の質問を含む途中の何処かの質問で Plan D へ変更 = 1、質問1で Plan E を選択し、最後まで Plan E を継続して選択 = 0、とするダミー変数。
- Y4:** (Plan E 変更番号) 質問1で Plan E を選択し、途中の何処かの質問で Plan D へ変更した際の選択番号(最後まで Plan E を継続して選択した場合を除く)。

メインとなる説明変数は、回答した **Type** を示す **Type2**ダミーと **Type3**ダミー、**情報あり**ダミー、これらの交差項である。**X**は回答者の個人属性であり、金融リテラシー、時間選好率長期、時間選好率短期—長期、リスク許容度、主観生存確率 85 歳、公的年金信頼、老後準備計画性、である。**Z**は統制変数であり、家計年収と金融資産/家計年収、ならびに株式等の保有、個人年金加入、女性、配偶者有、扶養子供有、大学卒、持家、50 歳代、60 歳代、後半の **Type** を表す各ダミー変数と、主観的健康状態(6 段階)、である。

表 1 は、回帰分析の推計結果を利用してメイン説明変数の効果を分析した結果である。パネル A は Y1 に対する効果である。初期時点で Plan D を選択する予測確率と、**Type** と情報有無による差を示している。標準誤差はデルタ法による。回答者への最初の質問は各 **Type** で違いがないため、同確率に有意な差がない。情報有無の差を見ると、同確率は情報があると -6.5~-9.4% 有意に低下する。表示される予想資産残高は Plan E の方が低いが、80 歳時点での公的年金額、支出額、資産残高を検討すると、Plan D の方が金融資産の枯渇がより将来になる。回答者は単純に提示された資産残高の多寡に着目し、金融資産の枯渇までの年数は十分に検討していないと解釈できる。

パネル B は Y2 に対する効果である。税制優遇で Plan D の有利性が増すにも関わらず最後まで Plan E (65 歳受給開始)を選択する予測確率で、公的年金の繰り下げ受給をどう

しても選好しない確率と解釈できる。情報なしでは、同確率は Type B で Type A より 23.1% 有意に低下する。Type C は Type A と有意な差がない。情報ありでは、Type B で Type A より 12.7% 有意に同確率が低下する。Type C においても、7.3% 有意に低下する。情報の有無による差は、情報があると同確率は -4.4 ~ -23.3% 有意に低下する。Type B の低下の程度が小さく、Type C の低下の程度が大きい。

パネル C は Y3 に対する効果である。初期時点では Plan E (65 歳受給開始) を選択したが、税制優遇により Plan D (68 歳に繰り下げ) へ選択を変更する予測確率で、税制優遇による公的年金の繰り下げ促進効果と解釈できる。情報なしでは、Type B で Type A より 30.9% 繰り下げを行う確率が上昇する。一方、Type C は Type A と有意な差がない。情報ありでは、Type B で Type A より 16.1% 有意に同確率が上昇している。Type C においても、8.4% 有意に上昇している。情報の有無による差は、情報があると同確率は 10.4% ~ 34.9% 有意に上昇する。Type C では上昇効果が大きく、Type B では小さい。

パネル D は Y4 に対する効果である。初期時点では Plan E (65 歳受給開始) を選択していた人が、税制優遇により、Plan D (68 歳に繰り下げ) へ選択を変更した際の平均選択番号と、Type と情報有無による差を示している。公的年金の繰り下げにはどの程度の税制優遇が必要か、の分析を意図している。情報なしでは、Type A における平均選択番号は 3.99 (つまり、質問 1 で Plan E を選択し、その後 3.99 問で Plan D へ変更)、Type B では 4.84、Type C では 3.79 である。Type A と B では有意な差があるが、その差は 1 問程度である。情報ありでも、平均選択番号は 3.30 ~ 3.90 であり、Type A が有意に早い、その差は 1 問以内である。情報の有無でも有意な差があるが、その差は 1 問以内である。最も税制優遇の効果に反応が早い場合は、Type A で情報ありの 3.30 である。これは、私的年金の利回りに換算して 9.1% 以上 12.6% 未満の税制優遇があれば、最初に Plan E を選択した回答者は、平均的に Plan D へ選択を変更すると解釈できる。最も反応が遅い場合は、Plan B で情報がない場合の 4.84 である。私的年金の利回りに換算して 12.6% 以上 16.5% 未満の税制優遇があれば、平均的に Plan D へ選択を変更すると解釈できる。利回りに換算して 16.5% の税制優遇は、質問 1 の設定で考えると、私的年金額 180 万円、利回り 0.5%、期間 3 年の保険料は 535 万円、この 25% が税制優遇額である。25% の税制優遇は、個人型確定拠出年金の拠出額に対する税制優遇 (所得控除) と大きな違いはない。

#### 4. 結論

分析の結果、私的年金額への税制優遇が、公的年金の繰り下げを選択しない人を減らす傾向があること確認された。一方、繰り下げを選択した人にデータを限定すると、公的年金の保険料への税制優遇に効果があった。また、ライフプランに有用な情報提供により、

私的年金への優遇が容易に把握できるようになり、公的年金の繰り下げを選択しない人を減らす傾向があること確認された。本稿の結果は、私的年金への税制優遇による、60歳後半の自助努力促進と公的年金の実質的な支給開始年齢引き上げの可能性を、示唆する。

表1 メイン効果

パネルA：最初から Plan D (68歳) を選択する確率

	情報なし		情報あり		差：ありーなし	
	Est.	S.E.	Est.	S.E.	Est.	S.E.
Type A	26.5%	(1.0%) **	18.6%	(0.9%) **	-7.9%	(1.4%) **
Type B	27.0%	(1.4%) **	17.7%	(1.3%) **	-9.4%	(1.9%) **
Type C	26.1%	(1.4%) **	19.6%	(1.3%) **	-6.5%	(1.9%) **
差：Type B-A	0.5%	(1.0%)	-0.9%	(0.9%)		
差：Type C-A	-0.5%	(1.0%)	1.0%	(0.9%)		
差：Type B-C	1.0%	(2.0%)	-1.9%	(1.8%)		

パネルB：Plan E (65歳) を最後まで選択する確率

	情報なし		情報あり		差：ありーなし	
	Est.	S.E.	Est.	S.E.	Est.	S.E.
Type A	58.3%	(1.1%) **	43.6%	(1.1%) **	-14.7%	(1.6%) **
Type B	35.2%	(1.5%) **	30.9%	(1.5%) **	-4.4%	(2.1%) *
Type C	59.7%	(1.6%) **	36.3%	(1.5%) **	-23.3%	(2.2%) **
差：Type B-A	-23.1%	(1.5%) **	-12.7%	(1.4%) **		
差：Type C-A	1.3%	(1.2%)	-7.3%	(1.3%) **		
差：Type B-C	-24.4%	(2.2%) **	-5.4%	(2.1%) *		

パネルC：Q1でPlan E (65歳) を選択し、その後Plan D (68歳) に変更する確率

	情報なし		情報あり		差：ありーなし	
	Est.	S.E.	Est.	S.E.	Est.	S.E.
Type A	21.0%	(1.1%) **	46.1%	(1.2%) **	25.1%	(1.7%) **
Type B	51.9%	(1.9%) **	62.3%	(1.7%) **	10.4%	(2.6%) **
Type C	19.7%	(1.5%) **	54.6%	(1.8%) **	34.9%	(2.3%) **
差：Type B-A	30.9%	(1.9%) **	16.1%	(1.6%) **		
差：Type C-A	-1.3%	(1.3%)	8.4%	(1.6%) **		
差：Type B-C	32.2%	(2.4%) **	7.7%	(2.5%) **		

パネルD：Q1でPlan E(65歳) を選択し、その後Plan D(68歳) に変更した番号

	情報なし		情報あり		差：ありーなし	
	Est.	S.E.	Est.	S.E.	Est.	S.E.
Type A	3.89	(0.18) **	3.30	(0.09) **	-0.60	(0.20) **
Type B	4.84	(0.13) **	3.91	(0.11) **	-0.94	(0.17) **
Type C	3.79	(0.23) **	3.90	(0.12) **	0.12	(0.26)
差：Type B-A	0.95	(0.21) **	0.61	(0.12) **		
差：Type C-A	-0.11	(0.24)	0.60	(0.13) **		
差：Type B-C	1.06	(0.26) **	0.01	(0.17)		

注：\*\*は5%有意水準、\*は10%有意水準を表す。